

芸術文化財団4施設が 臨時開館します

花見の季節に合わせ、臨時開館します。
▷日時 3月24日(月)9:30~16:30 (入館は16:00まで)

※一葉記念館は9:00開館
▷場所 朝倉彫塑館、したまちミュージアム、一葉記念館、旧東京音楽学校奏楽堂

▷入館料

	大人	小中高生
朝倉彫塑館	500円	250円
したまちミュージアム	300円	100円
一葉記念館	300円	100円
旧東京音楽学校奏楽堂	300円	100円

▷問合せ
朝倉彫塑館 TEL (3821) 4549
したまちミュージアム TEL (5846) 8426
一葉記念館 TEL (3873) 0004
旧東京音楽学校奏楽堂 TEL (3824) 1988

下谷青年学級 学級生募集

知的障害のある青年が、学習講座やバスハイク・スポーツなどの活動を通して交流や生活に必要な学習を行います。

▷日時 4月~8年3月の日曜日午前(月1回)

※プログラムにより午後にかかる場合あり
▷場所 柏葉中学校
▷対象 次のいずれかに該当する高校生年代以上で、知的障害がある方
・区内在住か在勤(学)

・区立中学校特別支援学級の卒業生
▷費用 年間1,500円(教材費)
※活動内容により、別途実費負担(施設入場料・交通費等)あり
▷申込締切日 3月31日(月)
●下谷青年学級の活動を支援するボランティア募集
▷対象 教員を目指す学生、知的障害のある方の支援について学びたい方など
▷申込み・問合せ 生涯学習課 TEL (5246) 5821

「ぐるーりめぐりん」の ダイヤを改正します



4月1日(火)より、運行時刻および終着停留所等が変更となります。

▷問合せ 交通対策課 TEL (5246) 1361



詳しくはこちら

令和7年度区民交通傷害保険 窓口での申込期限は 3月31日(月)です

区が加入窓口となり、少額の保険料で加入できる保険です。

※Web専用サイトからの申込みは7年4月以降も8年1月31日(出まで)中途加入可能

▷引受保険会社 損害保険ジャパン(株)公務文教営業部東京公務課
TEL (3349) 9666 (土・日曜日・祝日を除く 9:00~17:00)
▷問合せ 台東区区民課 TEL (5828) 6446



詳しくはこちら
承認日
令和7年2月19日

保険・年金

退職等で職場の健康保険をやめる方は、国民健康保険の加入手続きが必要です

▷必要な物 職場の健康保険をやめた証明書、届出人の身元確認ができる物、加入する方全員と届出人のマイナンバーが確認できる書類

※代理人(住民票上、別世帯の方)が届出をする場合は、委任状が必要です。

▷届出場所 区役所、区民事務所・同分室(地区センターでは受付できません)

※郵送での手続きを希望する方には、書類を郵送しますので、ご連絡ください。

●届出は14日以内をお願いします

届出が遅れると、資格が発生したとき(加入の届出日ではない)まで最長2年度さかのぼって保険料がかかります。なお、さかのぼって加入した期間の医療費は、原則として全額自己負担になります。

※会社の保険が切れていないと、国民健康

保険の加入手続きができませんのでご注意ください。

▷問合せ 国民健康保険課(区役所2階⑩番) TEL (5246) 1252

会社都合等により離職した方は国民健康保険料が軽減されます

リストラなどで職を失い、失業日時点で65歳未満の方は、申請により国民健康保険料が軽減されます。

▷対象 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当する方(特例受給資格者【特】・高年齢受給資格者【高】は除く)

▷軽減の内容 前年の給与所得を100分の30として保険料を計算

▷軽減期間 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末

※就職後すぐに離職し、雇用保険の受給資格が発生しない方で、前回の離職が軽減対象の離職コードに該当し、前回の雇用保険の残日数分を受給する方は、軽減の対象となる場合があります。詳しくはお問合せください。

▷必要な物 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知(原本)、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

▷問合せ 国民健康保険課(区役所2階⑩番) TEL (5246) 1252

ご意見を募集しています(パブリックコメント)

(仮称)台東区まちづくりに係る総合的な条例(案) 骨子

区では複雑化・多様化する行政課題に対応するため、多様な主体によるまちづくりの取り組みや支援、新たな制度の方向性を示した「台東区まちづくり誘導方針」を5年3月に策定しました。

これを踏まえ、区、区民、事業者等の責務を明確化し、公民が連携して実行性のあるまちづくりを進めるための仕組みやルールを示す「(仮称)台東区まちづくりに係る総合的な条例(案)」の骨子を作成しました。

皆様のご意見をお寄せください。

▷対象 区内在住か在勤(学)の方、区内に事務所または事業所を有する個人または法人その他団体、本件に利害関係を有する個人または法人その他団体

▷閲覧・意見提出用紙配布場所 問合せ先、区政情報コーナー(区役所3階⑦番)、区民事務所・同分室、地区センター、生涯学習センター1階受付

▷応募方法 意見提出用紙に記入し、配布場所に提出する(開庁日を除く)か、郵送またはファクスで問合せ先へ(区HPからも応募可)

※口頭や電話での意見の受付はできません。

※個別の回答は行いません。

▷応募締切日 3月26日(水)(必着)

▷問合せ 〒110-8615 台東区役所都市計画課(区役所5階⑧番) TEL (5246) 1363 FAX (5246) 1359



詳しくはこちら

令和8年台東区二十歳の集い実行委員募集

8年1月12日(祝)に開催する二十歳の集いの実行委員を募集します。成人の日の思い出に、実行委員になってみませんか。

▷対象 区内在住の平成17年4月2日~18年4月1日生まれの方

▷内容 記念品の選定、実行委員会企画の検討、式典運営等

▷会議日程 月1~2回程度(4月下旬開始予定・水または木曜日を中心に夜間の会議)

▷申込方法 電子申請か問合せ先へ

▷申込締切日 3月26日(水)

▷問合せ 子育て・若者支援課 TEL (5246) 1341



6年度実行委員の皆さん



詳しくはこちら

マイナンバーカードをお持ちの方へ 転出届はオンラインで!



毎年3・4月頃の引越しシーズンは、区役所1階窓口が大変混雑します。台東区から引越しを予定している方は、オンラインの転出届をぜひご利用ください。

●オンラインによる転出届手続きの流れ

①マイナポータルで転出届を提出(区役所に来庁不要)

②マイナポータルで転入予定日等を連絡

③対面で転入届を提出(転入先市区町村への来庁が必要)

オンラインによる転出届の手続きの詳細や、転出に伴う各種手続きは、区HPをご覧ください。



▷必要なもの

- ・利用者のマイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書
- ・マイナポータルにアクセスする端末(スマートフォン・PC)
- ・連絡先電話番号、新住所

▷操作方法(スマートフォンで行う場合)

- ①マイナポータルへアクセス マイナポータルアプリをインストールします。ログイン後、「住まい」、「引越し」の項目から申請を始めてください。
- ②届出情報入力 表示される画面の案内に沿って、引越しする人、引越し日、新住所等の情報を入力します。
- ③電子署名送信 最後に署名用電子証明書を付与して申請を完了してください。



マイナポータルはこちら

問合せ 戸籍住民サービス課 TEL (5246) 1164